

とよはし乗り物補助券の募集案内

1. 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の大きな影響を受けている市内の飲食や小売等の店舗と公共交通の利用を促進するため、店舗を利用した方に公共交通の運賃を補助する乗車補助券「とよはし乗り物補助券」を配布し、店舗と交通事業者両方への支援を目的に実施するものです。

2. 実施主体 豊橋市

3. 事業内容

- (1) 事業の仕組み 募集チラシをご参照ください。
- (2) 対象店舗
「GoTo 商店街事業」に応募する商店街・発展会の店舗、豊橋エールチケットの各加盟店
- (3) 登録期間 令和2年12月21日(月)～令和3年2月28日(日)(必着)
- (4) 補助券配布枚数 1店舗あたり100枚×100円券(10,000円分)
※100枚以上必要な場合はご相談ください。
- (5) 補助券発送時期 令和3年1月12日(火)から順次
- (6) 補助券配布・利用期間 店舗到着時から令和3年3月14日(日)

4. 店舗へのお願い

- (1) 補助券の配布店舗であることが分かる掲示物等(本市が配布する予定のポスター)を店頭に表示していただくほか、接客等により補助券のPRをお願いします。
- (2) 補助券はお買い上げいただいた方へ配布をお願いします。なお、お買い上げいただく金額等の条件は各店舗で決めていただいても構いません。(例:「1,000円以上お買い上げの方に補助券1枚」とか「タクシーで来店し、お買い上げの方には補助券5枚」など)
- (3) 補助券は、お帰りの際や次回のお出かけの際にご利用いただきますようお願いいたします。
- (4) 補助券配布期間が終了し、未配布となった補助券は、補助券の送付時に同封する返信用封筒にて速やかに豊橋市都市交通課まで返却をお願いします。

5. 補助券の説明

- (1) 補助券は、豊橋鉄道が運行する渥美線及び路面電車、豊鉄バスが運行する路線バス(高速バス、自治体受託路線を除く)、東海交通、豊鉄タクシー、ヨシダ交通、キングタクシー及び豊橋市個人タクシー協同組合が運行するタクシーで利用できます(コミュニティバスは利用不可)。なお、各種企画きっぷ(回数券等)の購入には利用できません。

- (2) 補助券の利用については、渥美線、路面電車、路線バスは1乗車につき1人1枚までとし、タクシーについては、1乗車につき5枚までとします。
- (3) 補助券は、運賃箱への投入や係員へ渡すこととし、券売機へは投入できません。
- (4) 不足額は現金でお支払いください。お釣りは出ません。IC乗車券との併用不可、払い戻し不可。
- (5) 補助券の有効期限は、令和3年3月14日(日)です。

6. 当事業のPR手法

- (1) 本市ホームページで登録店舗の一覧を掲載し、(※随時更新)一覧表の掲載項目は、店舗名・所在地・連絡先・店舗のホームページ等のURLとし、本市の定めた業種区分で掲載します。
- (2) 2月号の「広報とよはし」に記事を掲載し、(1)のホームページへ誘導します。
- (3) その他必要に応じてPRを行います。

7. 登録手続き

- (1) 本市ホームページの登録フォームからご登録いただくか、同封の「登録申請書」に必要事項を記入し、豊橋市都市交通課まで郵送、ファックス、Eメールまたはお持ちください。

8. 注意事項

- (1) 補助券は盗難・紛失・汚損または滅失などに関して、本市は一切その責を負いませんので、保管には十分ご注意ください。上記の事柄が起きた際は速やかに豊橋市都市交通課までご連絡ください。
- (2) 補助券配布期間内にやむを得ず店舗を閉店する場合は、速やかに豊橋市都市交通課までご連絡いただき、補助券を返却してください。
- (3) 自身の店舗の補助券については、類似券の発行、複写・改ざん等の行為を禁止します。
- (4) 自身の店舗の補助券については、店舗利用者以外の方(経営者、従業員及び店舗関係者等)への配布並びに譲渡、転売等の行為を禁止します。
- (5) 登録店舗の情報は、当事業の実施以外の目的で使用することはありません。

○送付先・お問合せ先

豊橋市都市計画部都市交通課
交通対策グループ 澤田、永井、竹田
電話：0532(51)2620
FAX：0532(56)5108
E-mail：toshikotsu@city.toyohashi.lg.jp

